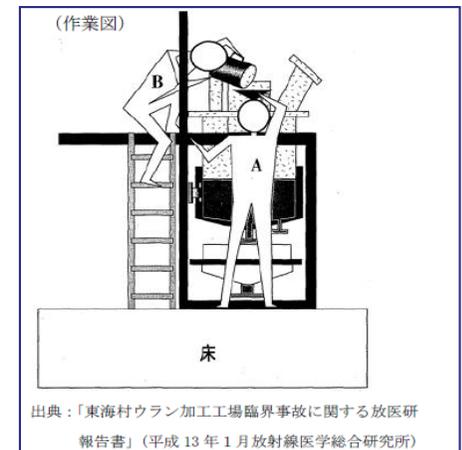


ウラン加工工場臨界事故 及び損害賠償の概要

ウラン加工工場臨界事故の概要

1. 事故の概要

- 平成11年9月30日、株式会社ジェー・シー・オー（以下「JCO」という。）東海事業所において、ウラン粉末から硝酸ウラニル溶液を製造中、作業手順書を無視し、本来使用すべき溶解塔ではなく、沈殿槽に制限量を大幅に上回るウラン溶液を注入した。
- この作業の結果、同日午前10時35分頃、沈殿槽内の硝酸ウラニル溶液が臨界に達した。この臨界は、最初に瞬間的に大量の核分裂反応が発生し、その後、約20時間にわたって緩やかな核分裂状態が継続した。
- 事故後、科学技術庁（当時）に災害対策本部が設置（同日午後2時30分）され、災害対策基本法に基づく防災基本計画に従い、政府事故対策本部等が設置された。
- 同日午後3時に東海村による350m圏内の住民避難要請、同日午後10時30分に茨城県による10km圏内の屋内退避勧告等の対応が行われた。
- 翌日10月1日午前8時50分頃に臨界状態の収束が確認され、屋内退避及び避難の解除が行われた。
- 環境への影響は、臨界により中性子線、ガンマ線、ガス状物質（希ガス、ヨウ素）が放出され、広範囲の複数の地点で空間放射線量率（ガンマ線）が上昇。原子力安全委員会（当時）の評価では、住民の健康及び環境に影響を及ぼすものではないと判断された。
- 周辺住民、JCO社員（作業を行った3名を除く）、防災業務関係者の664名について、科学技術庁による線量評価の結果、健康影響が発生する線量レベルではないとされた。



ウラン加工工場臨界事故への対応に係る主な経緯

平成11年	9月30日	10:35 臨界事故発生 15:00 【東海村】避難要請(半径350m圏内) 22:30 【茨城県】屋内退避勧告(半径10km圏内)
	10月1日	8:50 臨界状態の終息確認 16:30 【茨城県】屋内退避勧告の解除 18:30 【東海村】避難解除
	10月2日	【茨城県】農作物等の安全宣言
	10月4日	【JCO】相談窓口を設置(被害等申出書の受付のみを実施)
	10月7日	【国】原子力安全委員会に「ウラン加工工場臨界事故調査委員会」を設置(12月24日に報告書とりまとめ)
	10月22日	【国】科学技術庁(当時)に「原子力損害賠償紛争審査会」を設置 (社)日本原子力産業会議(当時)への委託により「原子力損害調査研究会」を設置
	11月4日	【国】原子力安全委員会に「健康管理検討委員会」を設置(翌年3月27日に報告書とりまとめ)
	12月8日	【東海村】JCO臨界事故損害対策協議会を設置
	12月10日	【茨城県】JCO臨界事故補償対策室を設置(翌年3月末に廃止)
	12月11日	【JCO】「JCOの補償等の考え方と基準」を提示
	12月13日	【国】原子力災害対策特別措置法成立
	12月15日	【JCO・東海村・茨城県】請求額の半分以上を仮払いすることを合意 【国】原子力損害調査研究会が「中間的な確認事項～営業損害に対する考え方～」を公表
	12月22日	【JCO】補償金仮払い申請受付開始(30日までに振込み完了)
	平成12年	1月17日
1月31日		【JCO・茨城県】補償金確定の窓口を開設(2月25日まで)
2月28日		【JCO・東海村】補償金確定の窓口を開設(3月4日まで)
3月29日		【国】原子力損害調査研究会が最終報告書を公表
5月17日		【原子力保険プール】保険金の支払い完了(総額10億円)
	8月14日	【国】原子力損害賠償紛争審査会への申立て(～平成13年7月16日和解の仲介打ち切り)
平成13年	5月8日	【国】原子力損害賠償紛争審査会への申立て(～平成15年3月18日和解の仲介打ち切り)
平成22年	1月1日	【国】原子力損害の賠償に関する法律改正法等施行
	5月13日	事故関連訴訟として係争中であった最後の紛争案件が終了
	8月4日	【国】原子力損害賠償紛争審査会を廃止

原子力損害賠償の概要①

2. 原子力損害賠償の全体像

● 被害全容

- 3名の従業員が重篤な被曝（うち2名の方が亡くなった）
- 経済活動にも大きな影響
※周辺地域のみならず県内全域において、事業所の休業による営業損害の他、農水産業や観光業で風評被害が発生

● 賠償請求総数…8000件以上

- 請求後の調査や被害者の取り下げ等を経た結果、約7000件が賠償対象。

● 賠償金総額…約154億円

- 当時の損害賠償措置額10億円の保険金を充ててもJCOの資力が不足し、親会社（住友金属鉱山株式会社）による資金的支援により賠償が履行された。
- 原子力保険プールからの保険金10億円の支払いは、平成12年5月17日までに完了。

● 賠償に関する状況（推移）

- JCOは、平成11年10月4日に相談窓口を設置する等対応を開始した。
- 年末までに、JCOは、被害者からの請求額の2分の1を基準とする仮払いの振込みを完了。
- 原子力損害調査研究会において、原子力損害の範囲等に係る基本的な考え方について、12月15日に中間的な確認事項を公表し、更に翌年3月29日に最終報告をとりまとめ。
- 年明け後に、茨城県・東海村・JCOにそれぞれ補償金確定の窓口が開設され、東海村と茨城県の尽力もあり、正式な和解が進む（平成12年3月末までに約6000件の和解成立）。
- 原子力損害賠償紛争審査会への和解の仲介申し立ては2件（いずれも合意に至らず）。
- 裁判上の請求に至った案件は11件（JCOに対する賠償請求は7件）。

原子力損害賠償の概要②

3. JCOの対応

- 事故終息後の平成11年10月4日、東海村内に相談窓口を設置（被害等申出書の受付のみ）。
- 当初、原子力損害調査研究会の報告書ができるまでは補償金支払いは難しいという姿勢であったが、12月11日、「JCOの補償等の考え方と基準」を提示。しかし、反発が大きく、事実上受け入れられなかった。
- 仮払い
 - 12月22日から仮払い申請の受付を開始し、12月30日までに総受付件数2,722件（うち東海村対応分726件）、総額約53.6億円（うち東海村対応分5.6億円）の仮払い振込み完了。
 - 仮払い額については、JCO社長及び住友金属鉱山社長、東海村長、東海村商工関係者、同農業関係者等との間の合意で、原則として請求額の2分の1。
- 確定支払い
 - 平成12年1月31日に補償金確定の窓口を開設し、確定支払いを行った。

○賠償金の確定合意状況(平成22年5月13日現在)

①被害申出総数	8,018件
②除外件数(取り下げ、請求意思なし)	1,035件
③補償対象件数	6,983件
④合意件数	6,983件
⑤合意金額	154億円

原子力損害賠償の概要②

4. 自治体の対応

【東海村】

- 具体的な賠償方法の申し入れ等、損害の拡大防止や賠償交渉の仲介役として重要な役割を果たす。
- 具体的には、
 - 平成11年10月18日、「**東海村農産物損害賠償対策協議会**」を設置する等、関係団体と連携しながら賠償交渉の促進のための環境を整備。
 - 仮払い（東海村での仮払いの場合）
 - ・ 村職員が交渉の窓口となった。
 - 確定支払い
 - ・ **平成12年2月28日に補償金確定の窓口を開設**し、交渉の場にも村職員が陪席した。

【茨城県】

- 当初は補償については当事者間の問題との原則を維持する立場であったが、損害範囲の拡大を受け、被害者救済に向けた支援体制を構築。県内の関係団体と連携して、経済的損害の分析・把握を進めるとともに、損害の拡大を防止するため、情報提供や広報活動も実施。
- 具体的には、
 - 平成11年12月10日、「**JCO臨界事故補償対策室**」を設置し、部局横断による応援体制を整えるとともに対応マニュアル等を準備。
 - 仮払い（東海村以外の仮払いの場合）
 - ・ 県職員が交渉の窓口となった。
 - 確定支払い
 - ・ 平成12年1月17日にJCOとの間で、事故と相当因果関係が認められる被害について適切な補償を行うこと、補償金の確定に当たり、市町村、関係団体の意見を十分尊重すること等の確認書を締結
 - ・ 1月31日に補償金確定の窓口を開設し、一定額（20万円）以上の賠償額の交渉については、一部県職員での調整を行うとともに、交渉の場を設けて県職員が陪席した。

原子力損害賠償の概要③

5. 政府の対応

【事業者への要請】

- 科学技術庁より、平成11年10月15日に親会社(住友金属鉱山株式会社)に対して被害者救済について最大限の支援を行うように、また、同年1月19日にJCOに対して賠償金等の公平かつ早期の支払いを要請した。

【原子力損害調査研究会の設置】

- JCOと被害者の間で双方の主張に隔たりの大きかった相当因果関係等に関する認識の共通化を図るため、10月22日、科学技術庁の委託により、「原子力損害調査研究会(会長:下山俊次科学技術庁参与)」を設置。
- 身体の傷害・検査費用・避難費用・検査(財物の安全確認)費用・財物汚損・休業損害・営業損害・精神的損害の費目を特定・分類し、それぞれについて相当因果関係の範囲や額の算定等に関する基本的な考え方を整理。
 - 平成11年12月15日に「中間的な確認事項－営業損害に対する考え方－」を公表
→賠償請求の約7割を占める営業損害に係る交渉の進展に寄与
 - 平成12年3月29日に最終報告書とりまとめ

【原子力損害賠償紛争審査会の設置】

- 原賠法第18条に基づき、平成11年10月22日に原子力損害賠償紛争審査会(会長:谷川久成蹊大学名誉教授)を設置。
 - 平成12年8月から平成15年3月までの間に計5回開催。
- 申立てのあった2件(平成12年8月、平成13年5月)の賠償に関する紛争の和解の仲介を実施するため、審査会のもとに詳細な調査・評価を行う小委員会を設置。
 - 第1小委員会は計18回、第2小委員会は計10回開催。
 - 仲介事案はいずれも自社製品の販売落込みに係る損害賠償請求で、額の算定の主張に隔たりがあり、仲介打切りとなった。
- JCO事故関連訴訟として係争中であった最後の案件が平成22年5月13日に結審。
- これを受け、平成22年8月4日、JCO事故に係る原子力損害賠償紛争審査会は廃止された。

原子力損害賠償の概要③

5. 政府の対応

【原子力損害賠償法等の改正】

- 事故発生前の平成11年5月に原賠法を改正、同年12月に同法施行令を改正（平成12年1月1日より施行）。
 - 損害賠償措置額の引き上げ
 - ✓ 法定措置額（熱出力1万kW超の原子炉の運転等や再処理が該当）を300億から600億に引き上げ
 - ✓ 当時のJCOが該当する5%以上の濃縮ウランの加工に係る損害賠償措置額は、10億から120億に引き上げ
- 文部科学省「原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会」での検討を踏まえ、平成21年、原賠法・補償契約法及び関係政令を改正（平成22年1月1日より施行）。
 - 損害賠償措置額の引き上げ
 - ✓ 法定措置額を600億円から1200億円に引き上げ
 - ✓ 当時のJCOが該当する5%以上の濃縮ウランの加工に係る損害賠償措置額は、120億から240億に引き上げ
 - 原子力損害賠償紛争審査会の業務に指針の策定を追加
 - 政府補償契約における補償金支払いの算定業務に、原子力保険プールの専門的知見を活用できるよう規定を追加

【原子力災害対策特別措置法の制定】

- 今回の事故を受け、平成11年12月に原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）が成立。
- 迅速な初期動作の確保、国と地方公共団体との有機的な連携の確保、国の緊急時対応体制の強化、原子力事業者の責務の明確化などについて定めることにより、原子力災害対策を強化し、原子力災害から国民の生命・身体・財産を保護することを目的としている。

【参考】事故当時のJCOについて（会社・事業概要等）

会社概要(事故当時)	
○社名	株式会社 ジェー・シー・オー(略称 JCO) 【JCO CO. LTD.】
○資本金	10億円
○株主	住友金属鉱山(株)100%
○事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子燃料の製造及び売買 ・ ウラン化合物の精製及び売買 ・ 原子燃料サイクル(転換、濃縮、再転換、再処理等)に関する研究、調査 ・ 放射線照射による滅菌、改質の受託業務 ・ その他付帯関連する事業
○沿革	<p>1957年(昭和32年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住友金属鉱山(株)、原子力発電用核燃料の研究開発を開始 <p>1973年(昭和48年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 核燃料事業部東海工場として再転換事業を開始(220t-U/年) <p>1979年(昭和54年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本核燃料オンバージョン(株)設立 <p>1983年(昭和58年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2工場完成、稼働開始(495t-U) <p>1985年(昭和60年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 濃縮度20%未満の再転換工場完成(3t-U/年) <p>1986年(昭和61年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2工場 第1次増強(553t-U/年) <p>1990年(平成2年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2工場 第2次増強(718t-U/年) <p>1997年(平成9年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本照射サービス(株)(JISCO)東海センター建設・竣工 ・ BNFLとの乾式再転換技術導入契約締結 <p>1998年(平成10年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社名を(株)ジェー・シー・オーに変更 <p>※JCOは本件事故を受け、加工事業に係る許可取り消し処分を受けており、現在はウラン廃棄物の保管管理と施設の維持管理を行っている。</p>

事業概要(事故当時)	
(1)工場の名称及び所在地 1)名称 2)所在地	株式会社 ジェー・シー・オー(JCO)東海事業所 茨城県那珂郡東海村大字石神外祝2600番地
(2)許可事業等の内容	<p>化学処理施設、核燃料物質の貯蔵施設及び放射性廃棄物の廃棄施設等で構成。 (化学処理施設の構成)</p> <p>○第1加工施設棟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 六フッ化ウラン(濃縮度5%以下)から酸化ウラン粉末を製造。 ・ スクラップ(濃縮度5%以下)及びイエローケーキを精製して酸化ウラン粉末を製造 ・ 最大処理能力:220t-U/年 <p>○第2加工施設棟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工程内容は、第1加工施設棟に同じ。 ・ 最大処理能力:495t-U/年 <p>○転換試験棟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 六フッ化ウラン(濃縮度20%未満)、スクラップ(濃縮度50%未満)又はイエローケーキから、二酸化ウラン粉末又は硝酸ウランル溶液を製造。主に高速実験炉「常陽」用。 ・ 最大処理能力:3t-U/年(濃縮度20%以上50%未満のスクラップの処理能力、50KgUを含む。)
(3)核燃料取扱主任者の数	9名
(4)従業員の数(技術者)	105名(21名)

○JCO東海事業所の位置

